

交通指導当番（旗当番）について

武里小学校 PTA で行っている交通指導当番は、大切な子供達が安全に登校できるように保護者の皆様で協力をし見守っていく、約20分程度の当番です。

子供達の安全のためには、保護者の皆様の協力が必要です！

ご理解、ご協力のほどよろしくお願い致します。

当番の期間

6月1日から翌年5月31日まで。年6～10回程度の旗当番があります。

*地区の世帯数によって、回数は異なります。

*6年生のご家庭は、卒業後も5月31日までは行っていただきます。

当番の日程

前期と後期に校外指導部より、ポスト回覧でお知らせ致します。

前期分（6月1日～11月30日）→5月に回覧致します。

後期分（12月1日～5月31日）→10月に回覧致します。

当番日に都合がつかない場合

まずはご家庭内で調整をしてください。それでも調整がつかないときは、各自責任を持って同じ地区内で交代してください。

変更後は地区長に連絡を入れてください。（把握しておく必要があるため。）

地区内の連絡先は、地区長が名簿を管理しているので確認してください。

当番の場所・時間・注意点

当番場所は、地区によって異なります。当番ファイルの確認をお願いします。

当番バッグに入っている、腕章・たすきを着用し、時間に遅れないよう当番場所に向かってください。

*自宅を出る時から腕章・たすきは着用してください。ご自身の安全確保、周りへの存在の明確化のために着用をお願い致します。なお、活動中に万が一のことがありましたら、PTA 連合会保険の対象になります。

*当番場所に自家用車で行くのはおやめください。

*未就学児を連れての指導はご遠慮ください。

*当番の注意点は、当番ファイルに記載されています。バッグが回ってきた際には、必ずファイルを確認していただきますようお願い致します。

ご不明な点は、地区長にお問い合わせください。

当番の免除について

交通指導当番は武里小学校に通うご家庭全てが対象となり、原則、免除は
ありません。

各家庭事情があるかとは存じますが、どのご家庭も同じと理解してください。

《免除対象外》 仕事、介護、妊娠・出産、越境通学

《免除申請可能》 未就学児があり、当番中に預けることができないご家庭。

その他、やむを得ない事情があるご家庭。

但し、免除申請を行う場合は、3月に行う「地区の顔合わせ」に必ず出席をしてください。その際に、下記の免除申請書を記入し、持参してください。

当日、理由をお話いただき、所属する地区全員の承認が得られれば、免除となります。

*免除申請は、毎年この一度限りです。後期の免除申請は行っておりません。

児童数も減っており、そのうえ免除の方が増えてしまいますと当番回数も増え、当番をして頂けるご家庭の負担が増えてしまいます。当番の際に預かっていただける方がいる場合は、ご協力をお願い致します。

交通指導当番免除申請書

下記の理由により、交通指導当番の免除をお願いします。

理由:

未就学児： 人（内訳： 才、 才、 才）

住 所：

地 区 名：

新 学 年 児童名

保護者名

印

*地区顔合わせ（3月29日）に、必ず持参ください。

校外指導部員（地区長）選出について

校外指導部員（地区長）は、一子一役とは別に、子供が在籍中に各家庭に回ってくる役員です。各地区から校外指導部員（地区長）1名、ヘルプ2名を選出します。

《 校外指導部員の選出方法 》

- 1 校外指導部員（地区長）、ヘルプは、最高学年のご家庭を優先とします。
- 2 最高学年の方が複数いた場合は、下にご兄弟（姉妹）がいない方を優先します。
- 3 一子一役をされていない方を優先とします。
- 4 全員が一子一役を終えている場合は、くじ引きとなります。

*一子一役とは、武里小では子供1人に対して役員を一回行う決まりのことです。

ヘルプは、校外指導部員（地区長）が何らかの事情で続けることができないときに代わって仕事をして頂くこととなります。

ヘルプは校外指導部員のカウントにはなりません。但し、何らかの事情で代わった場合はカウントされます。

3月の地区の顔合わせに出席できない場合は委任したものとし、役員に選出された際には引き受けて頂くこととなります。

校外指導部の仕事とは……

地区長として、交通指導当番が円滑に進むよう資料の作成を行います。

サマースクールの低学年登校の際に、パトロールを行います。

尚、4役（部長1名、副部長3名）は、一子一役をされていない最高学年の方から選出されます。一子一役を終えて、校外指導部員（地区長）をされる方との平等のためです。

みんなが初めて行うので、助け合いながら進めていきます。ご安心ください。

最後に……

*別紙の出欠確認書及び委任状、通学班名簿に対する同意書に記入をし、地区長までご提出をお願い致します。

*通学班名簿作成に対する同意書とは……

個人情報保護法によりPTA等で名簿を作成する際には、保護者様の同意が必要になりました。（平成29年5月改正）

通学班名簿はお子様の安全を確認するために作成し、使用致します。

